

日高市

地域包括支援センター事業 の運営方針(案)

令和3年度も、今年度（令和2年度）とほぼ同様の方針に基づき、各地域包括支援センターを運営したいと考えています。

ただし、「Ⅵ その他事項」として、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現状を踏まえた対応について、新たに記述したものです。

日高市

（令和3年4月）

目 次

- I 策定の目的
- II 地域包括支援センターの意義・目的
- III 運営上の基本的考え方や理念
 - 1 公益性の視点
 - 2 地域性の視点
 - 3 協調性の視点
- IV 業務推進の指針
 - 1 事業計画の策定
 - 2 設置場所
 - 3 職員の姿勢
 - 4 地域との連携
 - 5 個人情報の保護
 - 6 広報活動
- V 具体的な業務
 - 1 包括的支援事業
 - (1) 第一号介護予防支援事業
 - (2) 総合相談支援業務
 - ① 実態把握
 - ② 総合相談業務
 - ③ ネットワーク構築業務
 - (3) 権利擁護業務
 - ① 成年後見制度の活用
 - ② 高齢者虐待への対応
 - ③ 困難事例への対応
 - ④ 消費者被害の防止
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備
 - ② 介護支援専門員に対する支援
 - ③ 地域ケア会議の充実
 - (5) 在宅医療・介護連携推進事業
 - (6) 生活支援体制整備事業
 - (7) 認知症総合支援事業
 - ① 地域に対する普及啓発
 - ② 認知症に関する体制整備
 - ③ 認知症高齢者及び家族に対する支援
 - 2 指定介護予防支援事業
 - 3 一般介護予防事業
 - (1) 介護予防把握事業
 - (2) 介護予防普及啓発事業
 - 4 その他の事業
 - (1) ケアマネジメント支援型地域ケア会議
 - (2) 認知症サポーター養成講座
 - (3) 認知症サポーターステップアップ講座
 - (4) 家族介護教室
 - (5) 救急医療情報キットの配布
 - (6) 介護マークの交付
- VI その他事項（新型コロナウイルス感染症への対応）

I 策定の目的

この「日高市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な効率的な実施に資するために策定する。

II 地域包括支援センターの意義・目的

市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力を用いて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指す。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築するための中核機関として、地域ケア会議等の開催により、担当圏域のニーズを的確に把握し、また、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、包括的支援事業を実施する機関として設置する。

地域包括支援センターの設置責任主体は日高市であることから、日高市は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について、日高市と地域包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。

また、地域住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となるため、センター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要であることから、その実施に努める。ついては、市が設置する地域包括支援センター等運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保する。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

地域包括支援センターは、日高市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域包括支援センター等運営協議会、地域ケア会議、地域で行われている活動（例 民生委員協議会）を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師（看護師）、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門職が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

IV 業務推進の指針

1 事業計画の策定

地域包括支援センターは、市が示す方針に基づき、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努める。

事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして毎年策定する。

2 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置する。

3 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

4 地域との連携

地域包括支援センターは、地域を支える中核的な機関として、介護保険事業者、医療機関、民生委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、地域独自の社会資源、ネットワークを活用して高齢者を支援する。

地域包括ケアの実現には、地域の社会資源の把握とネットワークの構築が重要である。地域ケア会議をはじめ、ネットワークの拡充・活性化に努める。

また、地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

5 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

6 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ等の作成や、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

V 具体的な業務

1 包括的支援事業

(1) 第一号介護予防支援事業

総合事業において、事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防支援計画を作成するとともに、当該介護予防支援計画に基づくサービス等の提供が確保できるよう、サービス事業者等の関係機関と連絡調整などを行う。なお、要支援認定を受け、総合事業のみを利用する場合の介護予防支援計画作成についても、第一号介護予防支援事業として一体的に支援する。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言、支援を行う。

(2) 総合相談支援業務

① 実態把握

窓口や電話での相談以外に、地域住民からの連絡、介護予防教室等の様子、独居または高齢者世帯の訪問等により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるようにする。

② 総合相談業務

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的かつ迅速に相談できる体制を構築すること。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにする。

③ ネットワーク構築業務

要援護高齢者等支援ネットワークの協力機関を中心に、日ごろから連携を図り、実際の活動に活用できるよう体制を強化する。これにより、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは見守り活動を行うことができるようにする。

(3) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス等の利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

② 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応する。

また、判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、市との連携を図って支援する。

③ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

④ 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① 包括的・継続的ケアマネジメント環境整備

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備する。

② 介護支援専門員に対する支援・指導

- ・ 日常的個別支援・相談：介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別支援や相談への対応を行う。
- ・ 事例検討会・研修会の実施：介護支援専門員の実践力の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。例）ケアマネサロン等
- ・ 支援困難事例等への支援・助言：地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、支援・助言等を行う。

- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築支援：地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が可能となるよう、介護支援専門員のネットワーク構築に関する支援を行う。

③ 地域ケア会議の充実

「高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築」、「個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握」をするため各地域で圏域型地域ケア会議を開催し、地域の特性、ニーズ、課題等の把握を行うとともに、課題解決等に向けた取組を行う。

なお、圏域型地域ケア会議を実施していない地域については、優先度等を考慮しながら順次実施する。

また、個別ケースの支援内容の検討を通じての「介護支援専門員に対して、自立支援に資するケアマネジメントの支援」を目的としたケアマネジメント支援型地域ケア会議に協力・参加することにより、検討内容から地域課題の把握等を行う。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

病気になっても自宅等の住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らしていけるよう、地域において医療と介護の関係機関の連携による、包括的及び継続的な在宅医療・介護の提供に資するため、在宅医療連携拠点との連携を図るとともに、多職種座談会等への積極的な参加を通して、連携の進捗状況の把握や顔の見える関係づくりを進める。

(6) 生活支援体制整備事業

介護予防・日常生活総合支援事業において、地域の元気高齢者等を含めた、ボランティアやNPO等による生活支援サービス等の提供が必要となっており、第2層生活支援コーディネーターを配置し、各地域ケア会議の開催及び参加、又はケアプランの分析等を通して、地域課題の抽出、ニーズ把握、社会資源の整理・育成等を実施し、必要とされる生活支援サービス等の提供体制の整備及びサロン等の高齢者の集いの場の開発等に取り組む。

なお、事業を進めるに当たっては第1層コーディネーターとの連携を図るとともに、第1層協議体に参加し、取組状況等の把握を行う。

また、生活支援コーディネーターの活動を組織的に補完するものとして、担当圏域内において第2層協議体の設置・運営を行う。

(7) 認知症総合支援事業

① 地域に対する普及啓発

認知症になってもできる限り、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

② 認知症に関する体制整備

認知症患者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービスなどにつなぐことにより、重症化の予防に資することができるよう、認知症地域支援推進員を配置・活用するとともに、認知症初期集中支援チームのチーム員としての役割を担いながら、地域での支援及びケア向上についての取り組みを進める。

③ 認知症高齢者及び家族に対する支援

関係団体等と協力し、認知症地域支援推進員が関与する認知症カフェを実施するなど、認知症高齢者やその家族、地域の方々が集える場所を地域に作り、支援を行う。なお、認知症カフェの実施については、実施箇所の増加についても検討を行う。

2 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保できるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防サービス計画作成等に必要な助言、支援を行う。

包括的支援事業の業務に支障をきたさないよう、地域包括支援センターの保健師（看護師）、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門職が担当する介護予防サービス計画の件数は、配置されている三職種の職員 1 人あたり平均 15 件以下とする。

地域包括支援センターの

3 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

地域包括支援センターで収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防に資する活動につなげる。

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防教室等を通じ、地域住民の介護予防に関する理解を深めるための普及・啓発を行う。
また、地域の自主グループによる体操教室等に対しては、適宜必要な支援を行う。

4 その他の事業

市が実施する以下の事業に協力する。

- (1) ケアマネジメント支援型地域ケア会議
- (2) 認知症サポーター養成講座
- (3) 認知症サポーターステップアップ講座
- (4) 家族介護教室
- (5) 救急医療情報キットの配布
- (6) 介護マークの交付

VI その他事項（新型コロナウイルス感染症への対応）

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現状であり、緊急事態宣言発出に伴う介護予防教室等の中止・縮小や、外出自粛による運動機会減少により、高齢者の体力低下、いわゆる「フレイル」や、要介護状態への重度化が懸念される。

こうした状況を踏まえ、高齢者宅への訪問業務を通じた「心身状況」及び「置かれている環境」の把握を一層強化するとともに、体力低下が確認された高齢者に各種介護予防教室への参加を促す等して、高齢者のフレイル予防に適切に取り組む。

なお、職員が新型コロナウイルスに感染した場合、地域包括支援センターの業務継続が困難となるため、高齢者の自宅を訪問する際や、各種相談に応じる際などは、職員が感染しないよう、また、相談者に感染させないよう最大限に配慮する。